

議案第 3 2 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するに
ついて

宇治市国民健康保険条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条の5中「、630,000円」を「、650,000円」に改める。

第16条の5の9中「、190,000円」を「、200,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和3年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。